

公益財団法人東京都体育協会加盟団体規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人東京都体育協会（以下「協会」という。）定款（以下「定款」という。）第7条第3項に基づき加盟団体に関する事項について定める。

(加盟団体)

第2条 定款第6条第1号に該当する加盟団体は次のとおりとする。

公益財団法人東京陸上競技協会、公益財団法人東京都サッカー協会、東京都テニス協会、東京ホッケー協会、東京都ボクシング連盟、東京都体操協会、東京都バスケットボール協会、一般財団法人東京都レスリング協会、東京都相撲連盟、東京都ハンドボール協会、東京都自転車競技連盟、東京都ソフトテニス連盟、東京都卓球連盟、公益財団法人東京都軟式野球連盟、東京都ウェイトリフティング協会、東京都馬術連盟、東京都フェンシング協会、東京都バドミントン協会、東京都弓道連盟、東京都ソフトボール協会、公益財団法人東京都柔道連盟、東京都クレー射撃協会、東京都ライフル射撃協会、一般財団法人東京都剣道連盟、東京都ラグビーフットボール協会、公益財団法人東京都山岳連盟、一般財団法人東京都ボート協会、東京都ヨット連盟、公益財団法人東京都水泳協会、一般財団法人東京都スキー連盟、東京都スケート連盟、東京都アイスホッケー連盟、東京都銃剣道連盟、東京都アーチェリー協会、一般財団法人東京都空手道連盟、東京都カヌー協会、東京都なぎなた連盟、NPO法人東京都ラジオ体操連盟、一般財団法人東京都民踊連盟、東京都ローラースポーツ連盟、東京都ボウリング連盟、NPO法人東京ゲートボール連合、東京都ダンススポーツ連盟、東京都少林寺拳法連盟、東京都合気道連盟、東京都ゴルフ連盟、公益財団法人東京都バレーボール協会、NPO法人東京都武術太極拳連盟、一般財団法人東京都トライアスロン連合

2 定款第6条第2号に該当する加盟団体は次のとおりとする。

千代田区体育協会、中央区体育協会、一般財団法人港区体育協会、一般財団法人新宿区体育協会、文京区体育協会、台東区体育協会、墨田区体育協会、江東区体育協会、公益財団法人品川区スポーツ協会、NPO法人目黒体育協会、公益財団法人大田区体育協会、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団、一般財団法人渋谷区体育協会、中野区体育協会、杉並区体育協会、NPO法人豊島区体育協会、公益財団法人東京都北区体育協会、荒川区体育協会、公益財団法人板橋区体育協会、公益財団法人練馬区体育協会、公益財団法人足立区体育協会、葛飾区体育協会、江戸川区体育会、NPO法人八王子市体育協会、NPO法人立川市体育協会、武蔵野市体育協会、三鷹市体育協会、一般財団法人青梅市体育協会、NPO法人府中市体育協会、昭島市体育協会、公益財団法人調布市体育協会、一般財団法人町田市体育協会、公益財団法人小金井市体育協会、一般財団法人小平市体育協会、一般財団法人日野市体育協会、公益財団法人東村山市体育協会、国分寺市体育協会、国立市体育協会、NPO法人西東京市体育協会、NPO法人福生市体育協会、東大和市体育協会、NPO法人東久留米市体育協会、一般財団法人多摩市体育協会、一般財団法人稲城市体育協会、NPO法人あきる野市体育協会、武蔵村山市体育協会、NPO法人清瀬市体育協会、三宅島体育協会、八丈島体育協会、小笠原村体育協会、NPO法人狛江市体育協会、大島町体育協会、NPO法人羽村市体育協会、NPO法人瑞穂町体育協会、日の出町体育協会、檜原村体育協会、奥多摩町体育協会、新島村体育協会、神津島体育協会

3 定款第6条第3号に該当する加盟団体は次のとおりとする。

東京都小学校体育連盟、東京都中学校体育連盟、東京都高等学校体育連盟
(準加盟団体)

第3条 前条による加盟団体のほかに、東京都の区域をその構成範囲として結成された競技団体・種目団体を協会の準加盟団体とすることができる。

2 準加盟団体に関する審査基準等は、協会理事会（以下「理事会」という。）の議を経て別に定める。

第2章 組 織

(加盟競技団体・種目団体の組織)

第4条 協会に加盟する競技団体・種目団体は、全都の競技別、種目別統括団体として適当な組織を有するとともに、所属する全国組織がある場合は、その規程等に準拠することを要するものとする。

(加盟地域別体育団体の組織)

第5条 協会に加盟する地域別体育団体は、区市町村における体育・スポーツの総合的な統括団体として適当なる組織を有することを要するものとする。

2 前項の団体名には、当該の区市町村名を冠するものとする。

(学校体育団体の組織)

第6条 学校体育団体は、小学校、中学校、高等学校を統括する学校体育団体とし、所属する全国学校体育連盟のあるものは、その規程に準拠するものとする。

第3章 会 議

(協会代表者委員の選任)

第7条 加盟団体は定款第39条第1項により、代表者委員1名を選出する。

2 加盟団体は、代表者委員を選出した場合は、協会理事長（以下「理事長」という。）に届け出なければならない。

3 加盟団体の代表者委員による会議については、別途「加盟団体代表者会議規程」において定める。

(加盟団体代表者会議等)

第8条 理事長は、原則として毎年2回加盟団体代表者会議を招集する。

2 理事長は、前項のほか必要があると認めた場合には加盟団体の代表者による会議を招集することができる。

第4章 義 務

(報告及び届出義務)

第9条 加盟団体は、毎年事業年度開始1か月前から開始後1か月の間に、役員名簿並びに当該年度の事業計画書及び収支予算書を協会に届け出なければならない。

第10条 加盟団体は、毎年事業年度終了後3か月以内に当該年度の事業報告書及び収支決算書を協会に届け出なければならない。

第11条 加盟団体は、第7条第2項により届け出ている代表者委員及び当該団体の役員並びに定款その他規程等に変更があった場合には、直ちに書面をもって協会に届け出なければならない。

(分担金)

第12条 加盟団体は、定款第8条に規定する分担金を、協会が指定する期限までに納入しなければならない。

2 前項の分担金の額は10万円とする。

3 第1項に定める分担金の2分の1以上を公益目的事業に充てるものとする。

4 準加盟団体は、協会の指定する期限までに年会費5万円を納入しなければならない。

第5章 加盟及び脱退

(加盟)

第13条 協会に加盟しようとする団体は、次の書類を本協会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 加盟申請書

(2) 規約

(3) 役員一覧表

(4) 所属組織一覧表

(5) 当該年度の事業計画書及び予算書並びに前年度の事業報告書及び決算書

(6) その他参考となる資料

(審査基準)

第14条 加盟申請団体の審査は次の基準による。

(1) 加盟を申請する競技団体・種目団体は、唯一の全都的統括団体であること。

ア 下部組織に区市町村を単位とする地区体育協会加盟の団体を20以上有していること。

イ アの基準を満たしていない加盟申請団体について、加盟が必要な特別の理由がある場合は、理事会の承認を経てこれを加盟させることができる。

ウ ア及びイに該当しない加盟申請団体について、本規程第3条により理事会の承認を得てこれを準加盟団体とすることができる。

(2) 加盟を申請する地域別体育団体は、本規程第5条の資格を有する団体であること。

(加盟金)

第15条 加盟を承認された団体（第3条に規定する準加盟団体を除く。）は、協会が指定した期日までに加盟金として50万円を納入しなければならない。

(脱退)

第16条 加盟団体が定款第9条第1項の規定により脱退しようとするときは、次の書類を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 脱退願書

(2) 脱退理由書

2 加盟団体が定款第6条に掲げる資格を失ったとき、又は協会の加盟団体として不適格と認められたときは、定款第9条第2項に基づき理事会の議決をもってこれを脱退させることができる。

(納付金等の精算)

第17条 加盟団体が前条により脱退した場合、既に納付した分担金、加盟金、拠出金、支払経費等は、理由の如何を問わず返還しない。

2 脱退前に支払の義務が生じた金額は、ただちに納付しなければならない。

第6章 補 則

(規程の改正)

第18条 この規程は理事会の議決によって改正することができる。

附 則

- 1 本規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 本規程の実施とともに財団法人東京都体育協会加盟団体規程(昭和56年4月1日制定)は、廃止する。
- 3 本規程は、平成6年4月1日から施行する。(東京ゲートボール連合、東京アマチュアダンス協会新規加盟)
- 4 本規程は、平成7年9月1日から施行する。(秋川市、五日市町合併により、あきる野市体育協会新設)
- 5 本規程は、平成10年5月1日から施行する。(東京都合気道連盟新規加盟、東京都少林寺拳法連盟新規加盟)
- 6 本規程は、平成11年4月1日から施行する。(東京都ゴルフ連盟新規加盟、東京都ダンススポーツ連盟名称変更)
- 7 本規程は、平成12年4月1日から施行する。(財団法人世田谷区スポーツ振興財団名称変更等)
- 8 本規程は、平成13年4月27日から施行する。(財団法人東京都バレーボール協会脱会)
- 9 本規程は、平成13年5月26日から施行する。(東京都バレーボール連盟新規加盟)
- 10 本規程は、平成14年4月1日から施行する。(田無市、保谷市合併により、西東京市体育協会新設)
- 11 本規程は、平成14年6月3日から施行する。(東京都ローラースポーツ連盟名称変更)
- 12 本規程は、平成14年9月12日から施行する。(神津島体育協会新規加盟)
- 13 本規程は、平成18年4月20日から施行する。(東京都バレーボール連盟脱会、財団法人東京都バレーボール協会の加盟)
- 14 本規程は、平成22年4月1日から施行する。(NPO法人東京都武術太極拳連盟新規加盟)
- 15 この規程は、平成23年6月24日理事会議決により一部改正。
- 16 この規程は、平成23年10月27日理事会議決により一部改正。
- 17 この規程は、公益財団法人東京都体育協会の設立登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
- 18 この規程は、平成24年6月14日から施行する。(社団法人東京都トライアスロン連合準加盟)
- 19 この規程は、平成25年4月1日から施行する。(社団法人東京都トライアスロン連合新規加盟)
- 20 この規程は、平成27年3月10日理事会議決により一部改正。